

「通販トラブル110番」を開催しました

発行元：NPO法人 消費者サポートネット和歌山

NPO法人消費者サポートネット和歌山が毎年11月23日に開催する「消費者トラブル110番」を今年も開催しました。令和5年の消費者白書によると、昨年の消費者相談件数に占める通信販売の相談が39.6%占めました。また、通信販売における「定期購入」に関する消費生活相談件数は、7万5478件と過去最多になり、65歳以上の割合は33.3%に上昇しました。そこで、昨年引き続き「通販トラブル110番」と題し、相談を受け付けました。

実施日時 令和5年11月23日 午前10時～午後4時

電話番号 073-424-3467

相談方法 電話

相談対応者 (相談員2名 弁護士1名)

相談概要

☆オークションで自動車を落札したが、入札者から求められている書類の提出は必要か。

☆訪問して来た業者から「屋根のビズが緩んでいる。」と言われたが、怪しい。

☆知人から、外国で事業をしている人がトラブルに遭ったのでお金を貸すよう依頼されて貸したが、返してもらいたい。

☆結婚紹介所で日本語の通じない外国人をオンラインで紹介された。費用を返してもらいたい。

☆新築請負契約の解約を申し出たところ、高額の解約料を請求され、納得できない。

☆バイク店でバイクのエンジンオイルを交換した際に、在庫部品がなくなっていた。中古の部品を付けるということであるが、納得できない。

今回は、通信販売に関する相談は1件だけでしたが、消費生活センターでは、スマートフォンの広告から、お試しのつもりでしわ取りクリームを購入したが、2回目が届き定期購入と知った等の「定期購入」に関する相談が後を絶ちません。インターネットで商品の注文をする場合は、「注文完了」する前に表示される契約内容の確認画面（最終確認画面）は必ず読み、広告と最終確認画面の写真を撮っておくことがトラブルになった時に役立ちます。契約は慎重に行ってください。



NPO法人 消費者サポートネット和歌山 令和6年消費者セミナー



テーマ：「身近な天気と気候変動」

日時：2024年1月20日(土) 13:30～15:00
場所：県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 12階 1201
講師：気象予報士 吉村 真希





靈感商法・開運商法にご注意ください！

<事例>

叔母が新興宗教にはまり、家の預金が無くなると親せきやサラ金から借金をして寄付を続けている。家族が止めても耳を貸さず、このままでは生活できなくなる。

<アドバイス>

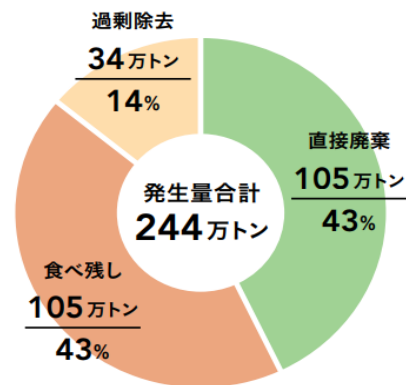
- 宗教法人による献金勧誘や靈感商法の問題を受け、被害防止と救済のため、「法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律」が2023年1月に施行されました。この法律は宗教法人に限定せず、個人から法人への寄付が対象です。法人の配慮義務や禁止行為のほか、消費者や家族の救済策についても定められています。
- 法人は寄付の勧誘に際し、消費者の自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようにする等、配慮しなければいけません。また靈感の知見を悪用するなど消費者の不安をあおったりしてはいけません。
- 消費者が不当な勧誘を受けて寄付の意思表示をした場合は取消権を使って返金を求めること

サポートネットのトピックス

家庭での食品ロス

家庭での食品ロスの原因は？

作りすぎて食べきれない「食べ残し」や、期限切れ等により手つかずのまま捨てる「直接廃棄」、野菜の皮など食べられるところまで厚くむき捨てる「過剰除去」が、家庭での食品ロスの主な原因です。



家庭系食品ロス量 (2021年度推計)

出典：環境省資料

食品ロスを減らすには

- ☆家族の予定や体調などを把握して作りすぎない
- ☆残った料理は別の料理に展開する(シチュー→グラタン、肉じゃが→カレーなど)
- ☆食品の特徴を知って無駄なく使う



実は食べられる！

ほうれん草の根元の赤い部分、ブロッコリー茎、ピーマンの種、きのこの石づき、にんじんや大根の皮

